

カザフスタン共和国
特許法
2012年7月10日改正

目次

第1章 総則

- 第1条 本法における用語の定義
- 第2条 本法が規律する関係
- 第3条 本法の適用範囲
- 第4条 発明，実用新案及び意匠を保護するための国家機関
- 第4-1条 発明，実用新案及び意匠に係る保護の領域を管轄する独占体
- 第5条 工業所有権事項の法的保護

第2章 工業所有権事項に関する特許要件

- 第6条 発明に関する特許要件
- 第7条 実用新案に関する特許要件
- 第8条 意匠に関する特許要件

第3章 創作者及び特許を受ける権利を有する者

- 第9条 工業所有権事項の創作者
- 第10条 特許を受ける権利を有する者

第4章 工業所有権事項を使用する排他的権利

- 第11条 特許所有者の排他的権利及び義務
- 第12条 特許所有者の排他的権利に対する侵害についての免責事由
- 第13条 先使用権及び暫定的な法的保護
- 第14条 工業所有権事項を使用する権利の承諾
- 第15条 特許所有者の排他的権利に対する侵害

第5章 保護証書の発行手続

- 第16条 保護証書を取得するための出願
- 第17条 発明保護証書を取得するための出願
- 第18条 実用新案特許を取得するための出願
- 第19条 意匠特許を取得するための出願
- 第20条 工業所有権事項の優先権

- 第 21 条 出願人が自発的にする，出願書類の補正
- 第 22 条 発明特許出願の審査
- 第 22-1 条 革新特許出願の審査
- 第 23 条 実用新案特許出願の審査
- 第 24 条 意匠特許出願の審査
- 第 25 条 工業所有権事項の登録；保護証書の発行
- 第 26 条 保護証書通知に関する公告
- 第 27 条 出願の取下
- 第 28 条 出願の変更

第 6 章 保護証書の消滅又は更新

- 第 29 条 保護証書に対する異議申立
- 第 30 条 保護証書の無効又は期間前終結
- 第 31 条 特許の回復：中用権

第 7 章 創作者，出願人又は特許所有者の権利の保護

- 第 32 条 審判委員会
- 第 32-1 条 異議申立に関する，審判委員会の却下理由
- 第 32-2 条 審判委員会の合議体による，異議申立の審理
- 第 33 条 裁判による紛争の解決
- 第 34 条 創作者，出願人又は特許所有者の権利に関する侵害の責任

第 8 章 最終規定

- 第 35 条 法定手数料
- 第 36 条 特許弁護士
- 第 36-1 条 特許弁護士の権利と義務
- 第 36-2 条 特許弁護士証明書の撤回又は抹消
- 第 37 条 外国における知的財産権事項についての出願
- 第 38 条 外国の個人，法人又は無国籍者の権利

第1章 総則

第1条 本法における用語の定義

本法においては、下記の定義を使用する。

- 1) 排他的権利 - 財産権であって、特許所有者にその工業所有権事項をその裁量に従って使用する権利を与えるもの
- 2) 公報 - 工業所有権事項の保護に関する公式な定期出版物
- 2-1) ユーラシア出願 - 1994年9月9日のユーラシア特許条約に従ってされる出願
- 3) 知的財産権事項 - 知的活動の成果並びに経済的取引の当事者が提供する、商品、作品又は役務の自他識別手段
- 4) 保護証書 - 本法に従って付与される革新特許、発明特許、意匠又は実用新案の特許
- 5) 職務発明 - 工業所有権事項であって、従業者により、その職務の過程で、又は雇用者からの直接の委嘱によって創作されたもの
- 6) ライセンス契約 - 特許所有者(使用権許諾者)が他の当事者(使用権者)に、工業所有権事項を使用する一定の権利を与える契約
- 7) 工業所有権事項 - 発明、実用新案又は意匠
- 8) パリ条約 - 1883年3月20日のパリ条約であって、その後の修正及び変更が加えられているもの
- 9) 特許所有者 - 保護証書の所有者
- 10) 特許性の条件 - 本法に基づいて、工業所有権事項に対して付与される保護に関する条件
- 11) 特許された工業所有権事項 - 正式な保護証書によって保護されている工業所有権事項
- 12) 特許弁護士 - 主管官庁又は専門家機構に対して、個人又は法人を代表する権限を与えられている、カザフスタン共和国の国民
- 13) 国際出願 - 1970年6月19日の特許協力条約に従ってされる出願

第2条 本法が規律する関係

- (1) 本法は、工業所有権事項の創作、法的保護又は使用から生じる財産権及び人格的非財産関係を規律する。
- (2) 上記以外の知的財産権事項(新品種、半導体集積回路の回路配置、商標、サービスマーク、原産地名称、他)に係る保護は、別途の法律によるものとする。

第3条 本法の適用範囲

- (1) 本法の規定は、所管官庁が発行した正式な保護証書によって保護されている工業所有権事項又はカザフスタン共和国が当事国である条約に従って付与された特許によって保護されている工業所有権事項に適用する。
- (2) カザフスタン共和国が批准した条約が本法と異なる規定をしている場合には、条約の規定が優先する。

第4条 発明，実用新案，意匠を保護するための国家機関

(1) 発明，実用新案及び意匠を保護するための国家当局(以下，所管官庁という)は，発明，実用新案及び意匠を公式に規制するために，カザフスタン共和国政府によって指定された国家機関とする。

(2) 所管官庁は，下記のことを行う。

- 1) 発明，実用新案及び意匠に関する法的保護の分野における公の秩序を維持することに参加すること
- 2) 発明，実用新案又は意匠に関する保護証書を発行すること
- 3) 工業所有権事項の個人又は法人による使用を監視すること
- 4) 行政違反事件に関し，令状を発行し，調査し，制裁を科すこと
- 5) 上記以外の行為であって，本法，カザフスタン共和国の他の法律，カザフスタン共和国の大統領又は政府による決定によって規定されているものを行うこと

第4-1条 発明，実用新案及び意匠に係る保護の領域を管轄する独占体

(1) カザフスタン共和国は，カザフスタン共和国の政府命令によって設立され，下記業務を遂行する権利を有する，連邦国家機関としての形態での専門家機構が実施を担当する独占体を保有する。発明，実用新案又は意匠に関する出願の受理及び審査；保護証書発行のための書類手続；保護証書の発行に関する情報の公告；保護証書の実施；保護証書の移転又は当該証書を取得する権利の移転に関する契約，ライセンス(サブライセンス)契約の審査；時期に関する条約優先権を求める出願の受理を含む，発明，実用新案，意匠に関する国家登録簿の維持；国際出願の国内出願への変更；方式審査；クレームの2以上の個々の項目に関する，追加の実体審査；審査に係る照会又は納付のための期間の延長又は回復；発明又は意匠出願の改変；出願人が出席する形での出願の審理；カザフ語又はロシア語による翻訳文の提出期間の延長，必要書類の提出期間の延長であって，期間満了後12月を最長とする各月に関するもの，翻訳文提出期間に関する満了した期間の回復；発明，実用新案，意匠に関する出願，保護証書，国家登録簿の補正；類似の補正の登録；国際又はユウラシア出願に係る処理，審査及び送付；発明，実用新案又は意匠の特許性を査定するための先行技術；創作者証明書，その付属書類又は副本の発行；保護証書の実施，延長又は回復，実施通知の公告；1又は2以上の工業所有権事項に関する複合企業ライセンス契約の審査についての登録申請の受理；契約登録に関する通知の公告；担保契約の審査；オープンライセンス申請の受理；発明，実用新案及び意匠に関する国家登録簿からの抄録の発行；(番号又は名称による)特許書類の調査；印刷物又は電子版の現実化及び公告；技術的又は工学的事項の新規性についての審査；関連技術における技術的動向の検査及び分析；現行の調査に関する特許法分析；担保契約の審査

(2) 下記の活動は，専門家機構の業務と技術的に関連させる。

- 1) 出願(優先権書類)，出願関連資料，敵対的書類の写の発行；保護証書関連資料又は統計の発行
2. 納付の相殺及び確認
3. カザフスタン共和国政府は，独占体によって提供及び(又は)販売される物品(作業，役務)の対価を設定する。

第5条 工業所有権事項の法的保護

(1) 発明についての権利は革新特許又は特許によって保護を受けることができるが、実用新案又は意匠についての権利は特許によって保護される。

(2) 発明についての革新特許は、その出願についての審査の後、付与される。実用新案についての特許は、その出願についての審査の後に付与される。

発明又は意匠についての特許は、出願についての方式審査及び実体審査の後に付与される。革新特許又は特許は、優先権、創作者身分及び工業所有権事項に関する排他的権利を証明する。革新特許は、出願人に課せられている、個々の事項についての国際的新規性及び進歩性についての立証責任が果たされた後に付与される。

(3) 発明についての革新特許は、その出願日から3年間有効とし、特許所有者の請求により、最長2年の期間延長を受けることができる。

発明特許は出願日から20年間、有効とする。

所管官庁の承諾があった場合に限り使用することができる発明に関する特許の有効期間は、特許所有者の請求により、最長5年の期間延長を受けることができる。

実用新案特許は出願日から5年間、有効とし、特許所有者の請求により、最長3年の期間延長を受けることができる。

意匠特許は出願日から15年間、有効とし、特許所有者の請求により、最長5年の期間延長を受けることができる。

革新特許、発明特許、意匠又は意匠に対する特許についての延長手続は、所管官庁が決定する。

(4) 発明又は実用新案に関する保護証書によって与えられる保護の範囲は、特許クレームによって決定されるものとするが、意匠に関する特許によって付与される保護の範囲は、それに係る物品の図面(見本)に表示されており、意匠明細書に記載されている識別性を有する特徴の全体によって決定される。説明書及び図面は、発明又は意匠のクレームを解釈するために使用することができる。

生産方法に関する保護証書は、その方法による直接的結果である生産物にも適用する。

反証がない限り、新たな生産物は、保護されている方法から生じたものとみなす。

(5) 保護証書を取得する権利、出願登録から生じる権利、保護証書を所有する権利並びに保護証書から生じる権利は、その一部又は全部を第三者に移転することができる。

(6) 本法は、国家機密とみなされる工業所有権事項には適用されない。秘密の工業所有権事項の取扱方法は、カザフスタン共和国政府が決定する。

第2章 工業所有権事項に関する特許要件

第6条 発明に関する特許要件

(1) 法的保護は、新規であり、非自明であり、かつ、産業上使用可能である発明のみが受けることができる。

発明は、それが関連する先行技術に含まれていない場合には、新規であるとみなされる。

発明は、それが関連する技術において通常の技量を有する者にとって自明でない場合には、非自明であるとみなされる。

先行技術は、発明の優先日前において、公衆が利用できるようにされていた全ての情報を含む。

発明又は実用新案に係る出願の新規性を決定するために適用される先行技術の範囲は、カザフスタン共和国において先にされた、発明及び実用新案の出願(取り下げられていないことを条件とする)並びにカザフスタン共和国において発明及び実用新案に対して付与された特許を含む。

発明は、それが産業、農業、公衆衛生等において使用することができる場合には、産業上、使用可能であるとみなす。

(2) 保護を受けることができる発明は、如何なる分野におけるものであれ、物(装置、物質、微生物菌株、動植物の細胞培養)、方法(有形対象物を有形手段によって変更する方法)に関する技術的解決並びに公知の物又は方法を新たな目的で、又は新規の物を特定の目的で使用することを含む。

(3) 下記のものは特許性を有する発明とは認められない。

- 1) 発見、科学の理論、数学の方法
- 2) 事業組織及び運営技術
- 3) 記号、一覧表及び法則
- 4) 知的活動又は遊戯の規則及び技術
- 5) コンピュータプログラム又はアルゴリズム自体
- 6) 設備、建物、風景の設計
- 7) 製造された物品の外観のみに係る提案
- 8) 公の秩序、人道的原理又は道義に反する提案

(4) 発明の特許性は、その発明に関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は前記の者から直接又は間接に当該情報を取得した者によるものによっては影響を受けないものとし、その開示には、パリ条約同盟国の領土における、公の又は公式に認められた国際博覧会における発明の展示を含める。ただし、その発明に関する出願が開示又は展示の日から6月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

第7条 実用新案に関する特許要件

(1) 製造物品若しくは消費財又はその部品に関する構造的実施(考案)は、実用新案と認められる。

法的保護は、新規であり、産業上使用可能である発明のみが受けることができる。

実用新案は、識別性を有する特徴の全体が、それが関連する先行技術に含まれていない場合には、新規であるとみなされる。

先行技術は、その実用新案の優先日より前に、クレームされている実用新案と同一目的の考案に関して世界中のいずれかで公衆が利用できるようにされていた情報及びカザフスタン共和国における当該考案の使用を含むものとし、更に、他の当事者によりカザフスタン共和国において先にされた発明及び実用新案に関する出願(取り下げられていないことを条件とする)並びにカザフスタン共和国において同一目的の発明及び実用新案に対して付与された特許も含む。

発明は、実務上、適用可能な場合には、産業上使用可能であるとみなされる。

(2) 実用新案の新規性は、それに関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は、当該情報を前記の者から直接又は間接に取得した者によるものによっては影響を受けないものとし、その開示は、パリ条約同盟国の領土における公の又は公式に認められた国際博覧会における実用新案の展示を含む。ただし、その実用新案の出願が開示又は展示の日から6月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

(3) 本法第6条(3)に記載した事項に関する解決は、実用新案としての保護を受けることができない。

第8条 意匠に関する特許要件

(1) 製造される物品の外観に関する審美的及び構造的解決は、意匠として承認される。新規であり、独創的な意匠は法的保護を受けることができる。

(2) 下記事項に関する解決は、保護を受けることができる意匠には含まれない。

1) 専ら、物品の技術的機能に起因するもの

2) 建築物(小規模建築形態に関するものを除く)、産業用の用水技術又はそれ以外の目的での恒久施設

3) [廃止]

4) 流体、液体、乾燥物質等の不安定な形状

5) 公の秩序、人道的道理又は道徳に反するもの

(3) 意匠の特許性は、それに関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は当該情報を直接又は間接に前記の者から取得した者によるものによっては影響を受けないものとし、その開示は、パリ条約同盟国の領土における公の又は公式に認められた国際博覧会における意匠の展示を含む。ただし、その意匠の出願が開示又は展示の日から6月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

第3章 創作者及び特許を受ける権利を有する者

第9条 工業所有権事項の創作者

(1) 本人の創造的努力によって工業所有権事項を開発した個人は、その工業所有権事項の創作者とみなされる。

(2) 2以上の個人が工業所有権事項の創作に貢献した場合には、それらの個人全員がその事項の創作者(共同創作者)とみなされる。共同創作者の権利の行使条件は共同創作者間の契約によって決定される。

個人の貢献が工業所有権事項について創作的であるとはみなされない場合、すなわち、創作者に対して技術的な、組織上の、又は財務的な支援を提供するか、又は個々の事項若しくはその使用に係る権利の登録に関する支援に限られている場合には、その個人は創作者とはみなされない。

(3) 創作者権は、永続的保護の対象である、移転不能の人格権とする。

(4) 創作者は、その工業所有権事項にその名称又は特定の称号を付することができるが、後者がカザフスタン共和国において保護されている商標についての第三者の権利を侵害しないことを条件とする。

(5) 特に顕著に、かつ、広く使用される発明の創作者たちは「カザフスタン共和国名誉発明者」の称号を受けることができる。この称号の授与に関する規則は、カザフスタン共和国政府によって決定される。

第10条 特許を受ける権利を有する者

(1) 保護証書は下記の者が取得することができる。

1) 工業所有権事項の創作者

2) (2)に定める雇用者

3) 譲受人を含む、権利の承継人

4) 上記の者の連帯人であって、それらの者の間に合意が成立している場合

(2) 雇用者と従業者の間での契約に別段の定めがある場合を除き、従業者の発明についての保護証書を受ける権利は、雇用者に属する。

(3) 創作者と雇用者の間での契約に別段の定めがある場合を除き、創作者が創造した発明に関する保護証書を受ける権利は、その発明が雇用者の設備、資材等を使用しているが、創作者の職務の過程又は雇用者が与えた課題の外で行われた場合には、創作者に属する。

職務発明が、複数の者による共同創作活動によって行われ、その中に、雇用者の従業者でない者がいる場合には、職務発明に関する後者の権利は雇用者と他の創作者の間での契約によって決定される。

職務発明が、複数の雇用者の協力契約の結果として行われた場合には、その発明に関するこれらの雇用者の権利は当該当事者間の契約によって決定される。

(4) 職務発明の創作者は、職務発明の創作の事実を知った日から1月以内に、その雇用者に対し書面をもって、それについての通知をしなければならない。

通知書は、創作者(等)による署名がされていなければならない、また、下記事項を含んでいなければならない。

1) 創作者の姓、名、(存在している場合は)父称及び創作者の役職名

2) 職務発明の名称

3) 創作に係る条件及び場所、発明の用途

4) 発明の利点を評価し、その種類、雇用者にとっての事業上の価値を明確にすることを可能にする詳細な説明

雇用者は職務発明についての通知を速やかに受諾かつ記録し、それについて、書面をもって創作者に通知しなければならない。

出願をするために必要な説明その他の情報が不完全である場合には、雇用者は従業者に対し、職務発明に関する追加の資料を要求することができ、従業者はその要求を受けてから1月以内に、その追加資料を提出しなければならない。この場合には、(7)に定めた期間は停止され、要求された情報が提出されたときに再開される。

(5) 従業者が、職務発明についての保護証書を取得する権利を有する雇用者に対して通知をしない場合には、(7)に定められている期間は、雇用者がその発明を知った日から進行する。雇用者が職務発明を知った場合には、雇用者はその創作者に対して書面をもって通知しなければならない。雇用者が職務発明についての保護証書を取得する権利を有する場合には、雇用者は創作者に対して書面をもって、その出願についての意思を通知しなければならない。この場合においては、創作者は、雇用者からの書面による要求があったときは、職務発明について出願する上で必要な追加情報を提供し、また、その発明に係る創作者全員の名称を知らせなければならない。

(6) 雇用者は、出願をした後、職務発明に関する保護証書を取得すること又は当該証書を行使することに関心を失った場合には速やかに、かつ、無償で、保護証書を取得する権利又は既に所持しているその証書を創作者に移転しなければならない。

(7) 雇用者が、新たな工業所有権事項に関する創作者の通知を受けてから4月以内に、必要な出願をすること、保護証書に関する権利を他人に移転すること又はその創作物を秘密にしておくよう通知することを行わない場合には、保護証書を取得する権利は創作者に移転する。この場合には、雇用者は特許所有者との契約に基づき、その工業所有権事項をその事業において使用する優先権を有する。

(8) いずれの当事者も、他の当事者に対して適切な通知をしないでは、専門家機構に対し、職務発明についての権利を使用するための保護証書を取得するための出願をすることができない。

(9) 職務発明について創作者に補償するための金額、条件及び手続は、創作者と雇用者の間での契約によって決定される。当事者が合意に達しない場合には、紛争は訴訟によって解決される。職務発明に関する創作者及び雇用者の貢献を評価するための信頼できる手段がない場合には、創作者は、その発明から雇用者が取得した、又は当然取得すべきであった利益の半分を受け取る権利を有する。

第4章 工業所有権事項を使用する排他的権利

第11条 特許所有者の排他的権利及び義務

(1) 特許所有者は保護されている工業所有権事項をその裁量で使用する排他的権利を有する。保護されている工業所有権事項を使用する排他的権利は、特許所有者が、公報における保護証書公開についての公告の日から保護証書の有効期間中、行使することができる。

(2) 工業所有権事項の使用は、保護を受けている工業所有権事項を含む製品の製造、利用、販売の申出、販売、営利目的によるその他の流通又は当該目的のための所持並びに保護を受けている方法の使用を含む。発明又は実用新案のクレームの独立項目として記載されている、発明又は実用新案の全ての要素又はその最初の使用時に、関連する先行技術に含まれているその同等物を、生産物が含んでおり、また、方法が使用されているとみなされるときは、生産物は保護を受けている、発明又は実用新案を含んでおり、その方法が使用されているとみなす。

保護を受けている方法の使用とは、その方法によって製造された生産物を、営利目的により流通させること又はその目的で所持することを意味する。

生産物が、識別的特徴として記載されている生産物の画像(見本)が有するすべての特徴を示している場合には、その生産物は保護を受けている意匠を含んでいるものとみなす。

(3) 特許所有者は工業所有権事項を使用する義務を負う。

2 以上の者が保有している証書によって保護されている工業所有権事項を使用する権利は、当事者間の契約によって決定される。そのような契約がない場合には、特許所有者各人はその裁量において、保護を受けている対象を使用することができるが、他の当事者の承諾を得ないでは、ライセンスすること又は保護証書を移転することができない。

特許所有者は工業所有権事項に、それが特許を受けている旨の通知を記載することができる。

(4) 工業所有権事項についての特許の所有者がその事項を使用しないか、又は商業的に受諾可能な条件でそれを他人にライセンスしない場合には、何人も、強制的・非排他的ライセンスを求める訴訟を提起することができ、その場合には、その訴訟に先立つ、保護証書についての最初の公示の日から4年間、継続的使用が行われていないことを申し立てなければならない。特許所有者が不使用についての免責事由を証明しないときは、裁判所はライセンスを付与し、その際、その範囲と条件並びにライセンス金額とその支払条件を決定する。ライセンス手数料は、通常取引において定められる慣行的金額を下回ることができない。

強制ライセンスは主として、カザフスタン共和国の国内市場の需要を満たすために付与される。

強制ライセンスの所有者は、工業所有権事項を使用する権利を、その事項が使用されている事業と共に行う場合に限り、他人に移転することができる。

強制ライセンスは、その発行事由が消滅したときは、裁判所によって取り消させることができる。

(5) 特許所有者が工業所有権事項についての他の保護証書の所有者の権利を侵害することなしには、その工業所有権事項を使用することができず、後者が、受諾可能な商業的条件に基づくライセンス契約を締結する提案をしないときは、前者は、カザフスタン共和国においてその工業所有権事項を使用するための強制的非排他ライセンスを得るために裁判所に申し出ることができる。

特許所有者が工業所有権事項についての他の保護証書の所有者の権利を侵害することなしには、その工業所有権事項を使用することができず、前者がその工業所有権事項が、他の保護証書の所有者が所有する工業所有権事項に比し、重大な経済的価値を有する顕著な技術的成果であることを証明した場合には、裁判所はその主張者に強制的非排他ライセンスを付与することができる。

裁判所が上記の強制ライセンスを付与するときは、他の当事者が所有する、保護を受けている工業所有権事項の使用に関する範囲及び期間を定めるとともに、ライセンス料の金額及び支払条件を定める。ライセンス料は、一般の取引において設定される金額を下回ることができない。

本項に従って取得される、工業所有権事項を使用する権利は、ライセンスされた権利の対象である工業所有権事項に関する保護証書と共にする場合に限り、移転することができる。

本項により強制ライセンスが発行される場合には、その権利をライセンスする保護証書の所有者は、強制ライセンスの主題である従属的発明を使用するライセンスを取得することができる。

(6) 特許所有者は、発行された保護証書を個人又は法人に移転することができる。移転契約は所管官庁によって登録されなければならない。保護証書又は当該証書を取得する権利の移転に関する契約の登録は、専門家機構によって要求される資料の審査結果を待たなければならない。カザフスタン共和国の他の法律によって別段の定めがされている場合を除き、保護証書を取得する権利の移転に関する契約の登録手続は、移転契約の登録に関する規則の適用を受ける。

移転契約を登録するためには、適切に記入した申請書を専門家機構に提出しなければならない。

申請書には、下記書類を添付しなければならない。

1) 統一された工業所有権事項に関する移転契約書原本であって、表紙を付したもの4通契約書の各通は綴じてあって、紙の封印が付されており、かつ、閉じられており、番号が付されている用紙の番号を記載し、印を押し、双方当事者又は申請人の授権された代理人によって署名されていなければならない。

原本に代え、契約書の公証謄本を使用することができる。

2) 特許弁護士その他の代理人を通して提出するときは、委任状

3) 納付した手数料の領収書

国内の申請人は、上記書類に加え、保護証書又は排他的権利の所持人の運営機関、設立総会又は株主総会の決議書であって、移転契約を締結し、最高執行役員にそれに署名する権限を付与するためのものを提出しなければならない。

申請書及び所用の書類はカザフ語及びロシア語で作成しなければならない。外国語名称及び正式名称は、カザフ語及びロシア語による翻字で表示しなければならない。それ以外の言語で提出される書類には、カザフ語及びロシア語による公証された翻訳文を添付しなければならない。

申請書は、移転案件毎に提出しなければならない。

カザフスタン共和国における非居住者である個人又は外国法人が本人の契約資料を提出する場合には、カザフスタン共和国の認証された特許代理人を通じてその契約を登録しなければならない。

一時的に外国に居住しているカザフスタン共和国国民は、特許代理人の補助を受けずに移転契約書を登録することができるが、その場合には、カザフスタン共和国における令状送達宛先を届け出なければならない。

(7) 申請人が登録のために必要な書類一式を提出したときは、専門家機構は、提出日から 15 就業日以内に受領した書類についての手続をとり、その完全性及び要件への適合性を確認しなければならない。保護証書の移転に関する申請書類に、審査手数料の納付についての受領証が存在していない場合には、手数料に関する請求書が申請人宛に発行される。この場合には、審査期間は専門家機構への手数料納付の日から開始する。

受理された移転契約資料は 20 日以内に、カザフスタン共和国の現行法制に適合していることを確認するための実体審査が行われる。

(8) 移転契約書の登録に対する阻却事由であって、補正可能なもの

- 1) 保護証書を有効に維持しておくための手数料の不納
- 2) 移転契約の規定であって、カザフスタン共和国の民法又はカザフスタン共和国が批准している条約に反するもの

(9) (8)にいう、移転契約登録に対する補正可能な阻却事由を発見したときは、専門家機構は申請人に対し、その通知の日から 3 月以内に、欠落している書類を提出するか、又は所要の補正又は変更をすることが必要であることを通知する。この場合には、(7)にいう実体審査期間は、欠落した、又は補正した書類の引き渡し日から開始する。

(10) 専門家機構は下記事由により、移転契約の登録を否認することができる。

- 1) 移転契約の主題である保護証書の終了
- 2) 専門家機構からの要求に対し 3 月以内に適切な応答をしないこと
- 3) 要求に対する不完全な応答

専門家機構はその見解を出してから 2 就業日以内に、否認理由を付して、その意見書を所管官庁に送付しなければならない。

(11) 審査の結果が肯定的である場合には、専門家機構は 5 就業日以内に所管官庁に対して移転契約の登録に対する阻却事由がないことを通知する。所管官庁は専門家機構の意見書を受領してから 5 就業日以内に移転契約を登録するか、又は登録を否認するかを決定する。

(12) 移転契約を登録する旨の決定をしたときは、所管官庁は次の手続をとる。

- 1) 移転契約の対象である工業所有権事項に関する保護証書の付属書を作成する。
- 2) 登録される移転契約書の表紙に印を押し、登録の番号及び日付を記載する。
- 3) 契約登録簿に契約情報を記録する。
- 4) 登録された契約書及び保護証書についての付属書 2 通を申請書に記載されている宛先に送付する。
- 5) 契約登録に関する通知の公告のために、専門家機構に対し、報告書を添えて照合用謄本を送付する。

契約書の第 3 及び第 4 の謄本は、所管官庁及び専門家機構が維持する。

専門家機構は登録された契約に関する情報を公報に公告するものとするが、それには登録の番号及び日付、当事者の名称又は完全な説明、契約の範囲、期間及び地域を含める。

何人も、契約に関する公的データを記載した、移転契約に関する登録簿の抄本を入手することができる。

第三者は、契約当事者からの書面により承諾がある場合に限り、契約書本文を閲覧すること

又はその抄本を取得することができる。

専門家機構の意見の後に所管官庁による移転契約の登録に関する否認があった場合は、審査された契約書類及び登録を否認する決定書が、申請に記載されている宛先に送付される。

(13) 保護証書を移転する契約又は当該証書を取得する権利を移転する契約は、所管官庁によるその登録の日に効力を生じる。

(14) 工業所有権事項についての保護証書及び(又は)それを取得する権利は、相続すること又は承継により取得することができる。

(15) 特許所有者は、保護証書についての維持年金を納付しなければならない。

第12条 特許所有者の排他的権利に対する侵害についての免責事由

特許所有者の排他的権利に対する侵害についての免責事由は、下記のものを含む。

1) 保護を受けている工業所有権事項を含んでいる物品の、外国の輸送手段(外洋又は河川用船舶、宇宙又は陸上における交通手段)の構造又は運行における使用、ただし、当該手段が移動中であるか、又は偶然にカザフスタン共和国内に入っている場合において、その交通手段の運行のために使用されることを条件とする。その輸送手段がカザフスタン共和国の輸送手段の所有者に互恵的権利を与えている国の国民又は法人に属している場合には、そのような作業は、特許所有者の排他的権利を侵害するとはみなさない。

2) 科学の研究又は実験のための、保護を受けている工業所有権事項を含む物品の使用

3) 緊急事態(自然災害、大惨事又は大事故)における前記物品の使用、ただし、特許所有者に対して速やかに通知をすること、及びその後、特許所有者に対して公正な対価を支払うことを条件とする。

4) 前記物品の個人、家族、家庭のための、又はそれ以外の非営利目的での使用

5) 薬局における、処方された医薬の調剤における一回の使用

6) 保護を受けている工業所有権事項を含んでいる物品のカザフスタン共和国への輸入、カザフスタン共和国における使用、販売の申出、販売、それ以外の売買過程への導入又は当該目的での貯蔵、ただし、それが特許所有者によるカザフスタン共和国における売買過程への導入の前であるか、又は特許所有者の同意を得ていることを条件とする。

第13条 先使用权及び暫定的な法的保護

(1) 工業所有権事項と同一の解決手段であって、その優先日前に独立して開発されたものをカザフスタン共和国において誠実に使用していた者又は当該使用のための必要な準備をしていた者は、使用範囲を拡大しないことを条件として、同一事項を無償で、引き続き使用する権利(先使用权)を有する。

先使用权は、前記の、解決手段が使用されていたか、又は必要な準備がされていた事業と共にする場合に限り、移転することができる。

(2) 工業所有権事項の使用を、その事項の優先日後であるが、革新特許、発明特許、意匠特許又は実用新案特許に関する通知の公告日前に開始していた者は、特許所有者からの要求があったときは、その使用を停止しなければならないものとするが、当該使用から生じた損害に関しては、特許所有者に対する補償を必要としない。

(3) 公の、又は公式に認められた国際博覧会において展示された工業所有権事項は、その展示日から保護証書についての通知の最初の公告日まで暫定的な法的保護を受けるものとする

が、その事項に関する出願が博覧会における展示日から6月以内にされることを条件とする。
(4) (3)にいう工業所有権事項を使用した者は、保護証書の発行があった場合には、特許所有者に対して、当事者双方が合意する金額での補償金を支払わなければならない。

第14条 工業所有権事項を使用する権利の承諾

(1) 特許所有者でない者は、特許所有者からのライセンシーとして行う場合に限り、保護を受けている工業所有権事項を使用することができる。

(2) ライセンス契約はライセンシーに対して下記の権利を付与することができる。

1) 工業所有権事項を使用する権利、ただし、ライセンサーはその事項を使用する権利及び他の当事者にその使用を許諾する権利の双方を留保することを条件とするもの(単純・非排他的ライセンス)

2) 工業所有権事項を使用する権利、ただし、ライセンサーはその事項を使用する権利を有するが、第三者に使用許諾する権利を有さないことを条件とするもの(排他的ライセンス)

3) 工業所有権事項を使用する権利、ただし、ライセンサーはその事項を使用する権利及びその事項を他の当事者に使用許諾する権利の何れも有さないことを条件とするもの(絶対的ライセンス)

ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、ライセンスは単純・非排他的ライセンスとみなす。

(3) 使用権者は、ライセンス契約に定められている条件に従う形でのみ、工業所有権事項を使用するための非排他的ライセンス契約を第三者(サブライセンシー)と締結することができる。

ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、使用権者はサブライセンシーの行為に関し、使用権者に対する責任を負う。

(4) 発明、実用新案又は意匠を使用するためのライセンス契約及びサブライセンス契約の何れも書面によって作成され、かつ、所管官庁によって登録されなければならない。その証書を作成しない、又はその契約を登録しないときは、その契約は無効になる。

ライセンス契約の登録は、専門家機構によるその資料の審査を受ける。

カザフスタン共和国の法律による別段の定めがある場合を除き、サブライセンス契約の登録手続はライセンス契約の登録手続と同一とする。

(4-1) ライセンス契約を登録するためには、申請人は専門家機構に対して適切に記入した申請書を提出しなければならない。

申請書には下記書類を添付しなければならない。

1) 表紙を伴う契約書原本4通

契約書の個々の書面は、綴じられ、紙のシールが付されていなければならない。それには、綴じられ、番号が付されている用紙の数を記載し、当事者双方又は授權された代表者によって印が押され、かつ、署名されていなければならない。

登録書類は、契約書への署名後6月以内に提出されなければならない。

人は、原本に代え、公証を受けた契約書謄本を提出することができる。

2) 特許弁護士又は他の代理人を通して提出する場合には、委任状

3) 納付した法定手数料の受領証

国内申請人は、法人のために提出する場合には、上記書類に加え、契約を締結し、最高執行

役員に契約書に署名する権利を与えることについての、ライセンサー(サブライセンサー)の運営機関の決議書を提出しなければならない。

申請書並びに他の必要書類は、カザフ語及びロシア語で提出しなければならない。外国語名称及び正式名称は、カザフ語及びロシア語に翻字されなければならない。他の言語によって提出される書類には、カザフ語及びロシア語による、公証された訳文を添付しなければならない。

1の申請書は、1のライセンス契約を対象としなければならない。

カザフスタン共和国における非居住者である個人又は外国人であって、本人としての申請をする者は、契約を登録する権利をカザフスタン共和国の認証された特許弁護士を通じて行使しなければならない。

カザフスタン共和国の国民であって一時的に外国で生活している者は、特許弁護士を通さずに登録する権利を行使することができるが、カザフスタン共和国における令状送達宛先を届け出ることを条件とする。

(4-2) ライセンス契約の登録は、本法第11条(7)から(12)までの規定の適応を受ける。

ライセンス契約(サブライセンス契約)は所管官庁による登録の日から効力を有する。

(5) 特許所有者は、工業所有権事項を使用するためのライセンスを取得するための権利を関係者に付与するために、所管官庁に申請することができる(公共ライセンス)。

上記ライセンスを取得しようとする者は、特許所有者と支払条件についての契約を締結しなければならない。その契約は、所管官庁による強制登録を必要とする。契約条件から生じる紛争は、訴訟によって解決される。

公共ライセンスを付与するための特許所有者の申請は、公報におけるその通知の公告日から3年間効力を維持する。上記期間に関しては、維持手数料は、公共ライセンスの通知が公告された年の翌年から、50パーセント、減額される。

ライセンス契約が成立した場合には、契約が締結された年の翌年から維持手数料の全額が納付される。

(6) カザフスタン共和国において緊急事態が生じた場合には、カザフスタン共和国政府は特許所有者の承諾を得ないで、工業所有権事項の使用を許可することができるが、特許所有者に速やかに通知すること及び公正な補償をすることを条件とする。支払金額に関する紛争は、訴訟によって決定される。

第15条 特許所有者の排他的権利に対する侵害

(1) 保護を受けている工業所有権事項を本法の規定に違反して使用する者は、特許所有者の排他的権利に対する侵害者とみなす(保護証書に対する侵害者)。

許諾を得ないで行われた場合には、保護を受けている工業所有権事項の助けを得て生産された生産物の使用、輸入、所持、販売の申出若しくはそれ以外の形での流通過程への導入又は保護を受けている方法の使用若しくは保護を受けている方法によって製造された生産物の流通過程への導入は、特許所有者の排他的権利に対する侵害とみなされる(保護証書侵害)。反証がない限り、新規の生産物は保護を受けている方法によって製造されたものとみなす。

(2) 特許所有者は下記事項を請求することができる。

1) 保護証書侵害の終結

2) 保護証書に関する通知の最初の公告日以後に生じている損害及び人格的損害についての

侵害者による賠償

- 3) 保護証書に関する通知の最初の公告日以後における損害に代えての、保護証書侵害者が得た利益の没収
 - 4) 損害又は利益の没収に代わるものとしての保護証書侵害者による賠償であって、月毎に計算される法定指数の 10,000 から 50,000 倍の金額。この賠償額は、訴訟によって決定される。
 - 5) 保護証書に関する最初の公告日において、流通過程に導入されているか、又はその目的で所持されており、かつ、保護証書を侵害すると認定されている生産物並びに特に、保護証書を侵害する目的で計画されている手段の差押
 - 6) 侵害された権利の所有者についての言及を含む、侵害通知についての強制的公表
3. 使用権者も保護証書の侵害者に対して請求することができるが、その権利がライセンス契約に規定されていることを条件とする。

第5章 保護証書の発行手続

第16条 保護証書を取得するための出願

(1) 保護証書を取得するための願書は、本法第10条(1)の規定により、保護証書を取得する権利を有する者(以下、出願人という)が専門家機構に提出しなければならない。

願書は、電子署名を付した電子書類の形式で提出することができる。

(2) 保護証書を取得するための願書は、カザフ語又はロシア語で提出しなければならない。願書に付属する他の書類は、カザフ語、ロシア語等で提出することができる。カザフ語又はロシア語以外の言語によって提出される書類には、カザフ語又はロシア語の翻訳文を添付しなければならない。翻訳文は専門家機構に対して、出願日から2月以内に提出しなければならない。手数料を納付することを条件として、当該期間については、2月までの延長を受けることができる。

翻訳文を期限内に提出しなかった場合には、その出願は無効とみなす。

(3) 所管官庁も専門家機構も、出願人の承諾若しくは請求又は訴追若しくは司法当局からの請求があったときを除き、保護証書通知公告日前においては、第三者がその出願を閲覧することを許可することができない。

第17条 発明保護証書を取得するための出願

(1) 発明保護証書を取得するための出願(以下、発明出願という)は、単一の発明又は単一の発明概念を構成するように相互に密接に結合された一群の発明に関するものでなければならない(発明の単一性に関する要件)。

(2) 発明出願は下記のものを含んでいなければならない。

- 1) 保護証書を求める願書であって、発明の創作者及び保護証書を求めるものの名称を表示し、それらの者の宛先又は住所を記載したもの
- 2) 発明の詳細な説明であって、その技術において通常の技量を有する者が実行できるようにするもの
- 3) 発明クレームであって、発明の対象及び内容を記載したもの。クレームは、明瞭、正確であり、全面的に明細書によって裏付けられていなければならない。
- 4) 図面その他の資料であって、発明の性質を理解するのに必要なもの
- 5) 要約書
- 6) 代理人によって出願する場合での委任状
- 7) [廃止]

発明出願には、審査手数料を含む出願手数料の受領証及び(存在している場合には)減額証明書を添付しなければならない。これらの書類は出願と同時に、又は出願日から2月以内の何れかに提出することができる。手数料の納付を条件として、その期間は2月までの延長を受けることができる。

期限内に納付書類を提出しなかった場合には、その出願は無効であるとみなされる。

(3) 発明出願の出願日は、出願書類が出願と同時に提出される場合は、本条(2)の1)、2)及び4)に記載されている出願書類を専門家機構が受領した日又は最後の書類の受領日の内、何れか早く生じた日とする。

(4) 発明出願の遂行、完了及び処理、カザフスタン共和国の、発明に関する国家登録簿への

登録並びに保護證書の発行に関する手続は、所管官庁が決定する。

第18条 実用新案特許を取得するための出願

(1) 実用新案特許を取得するための出願(以下、実用新案出願という。)は、単一の実用新案又は単一の発明思想を構成するように相互に密接に結合された一群の実用新案に関するものでなければならない(実用新案の単一性に関する要件)。

(2) 実用新案出願は下記のものを含んでいなければならない。

- 1) 保護證書を求める願書であって、実用新案の創作者及び保護證書を求める者の名称を表示し、それらの者の宛先又は住所を記載したもの
- 2) 実用新案についての詳細な説明であって、その技術において通常の技量を有する者が実行できるようにするもの
- 3) 実用新案クレームであって、その考案の対象及び内容を記載し、かつ、全面的に明細書によって裏付けられているもの
- 4) 図面
- 5) 要約書
- 6) 代理人を通して出願する場合の委任状

実用新案出願には、(存在している場合の)減額証明書を含め、出願手数料の受領証を添付しなければならない。これらの書類は、出願と同時に、又は出願日から2月以内の何れかに提出することができる。手数料の納付を条件として、その期間に関しては2月までの延長を受けることができる。期限内に納付書類を提出しなかったときは、その出願は無効とみなす。

(3) 実用新案出願の出願日は、専門家機構が、書類が出願時に提出される場合には、出願書類であって、出願人の姓、名、(存在している場合は)父称若しくは完全な名称を記載した実用新案願書を含むもの、実用新案説明書、クレーム及び図面を受領した日又は最後の書類の受領日の内、何れか早く生じた日とする。

(4) 実用新案出願の遂行、完了及び処理、カザフスタン共和国の、発明に関する国家登録簿への登録並びに保護證書の発行に関する手続は、所管官庁が決定する。

第19条 意匠特許を取得するための出願

(1) 意匠特許を取得するための出願(以下、意匠出願という。)は、単一の意匠又は単一の創作的思想を構成するように相互に密接に結合された一群の意匠に関するものでなければならない(意匠の単一性に関する要件)。

(2) 意匠出願は下記のものを含んでいなければならない。

- 1) 特許を求める願書であって、意匠の創作者及び特許を求める者の名称を表示し、それらの者の宛先又は住所を記載したもの
- 2) 物品についての複製可能な図面一式又は見本であって、クレームする意匠の詳細についての完全な観念を提供するもの
- 3) [廃止]
- 4) 意匠についての説明であって、識別性を有する特徴を記載したもの
- 5) 代理人を通して出願する場合の委任状

意匠出願には、(存在している場合の)減額証明書を含め、出願手数料の受領証を添付しなければならない。これらの書類は、出願と同時に、又は出願日から2月以内の何れかに提出す

ることができる。手数料の納付を条件として、その期間に関しては2月までの延長を受けることができる。期限内に納付書類を提出しなかったときは、その出願は無効とみなす。

(3) 意匠出願の出願日は、専門家機構が、書類が出願時に提出される場合には、出願書類であって、出願人の姓、名、(存在している場合は)父称若しくは完全な名称を記載した意匠願書を含むもの、説明書、図面(見本)を受領した日又は最後の書類を受領した日の内、何れか早く生じた方とする。

(4) 意匠出願の遂行、完了及び処理、カザフスタン共和国の、意匠に関する国家登録簿への登録並びに保護証書の発行に関する手続は、所管官庁が決定する。

第20条 工業所有権事項の優先権

(1) 工業所有権事項の優先権は、第17条(3)、第18条(3)又は第19条(3)の規定に従って決定される、個々の工業所有権事項の特許出願日によって定める。

(2) 優先日は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国における、又は条約に規定されている国際若しくは広域機関に対する最初の出願日とすることができるが(条約優先権)、ただし、発明又は実用新案の出願が前記の日から12月以内に、又は意匠出願が前記の日から6月以内に専門家機構にされることを条件とする。出願人が不可抗力のために、前記期間内に条約優先権を求めることができない場合には、期間は、2月を限度として延長を受けることができる。

条約優先権についての権利を行使しようと思う者は、それを願書において主張するか、又は専門家機構への出願日から2月以内にその意図を宣言するかのいずれかの方法を取らなければならない。その際には、最初の出願の認証謄本を添付するか、又は専門家機構への出願日から6月以内に当該のものを提出しなければならない。

上記書類の不提出は、条約優先権についての権利の放棄とみなされる。この場合の優先日は、専門家機構への出願がされた日とみなす。

(3) 優先日は、補充的資料の受領日によって決定することができるが、当該補充的資料が、その補充的資料をクレーの内容を変更するという理由で却下する旨の専門家機構から出願人への通知から3月以内に、出願人によって独立した出願として提出されることを条件とする。ただし、その資料によって補充されるべき出願が該独立出願日までに取り下げられていない、又は取り下げたとみなされていない場合に限られる。

(4) 優先権は、同一出願人が専門家機構にした先の出願が、優先権を求める出願の出願日までに取り下げられていないか、又は取り下げられたとみなされていない場合には、先の出願日によって定めることができる。ただし、その出願が先の発明出願から12月以内又は先の実用新案若しくは意匠出願の日から6月以内にされることを条件とする。この場合には、先の出願は取り下げられたとみなす。

優先権は、それより先の優先権を求めている出願の出願日によって定められることはない。

(5) 分割出願において求められる工業所有権事項の優先権は、同一出願人が専門家機構に対してした、その事項を開示する最初の出願によるか、又はそれより先の優先権が存在している場合には、最初の出願に係る優先日によって定める。ただし、分割出願が、専門家機構の反対されない否定的意見の前に、又は専門家機構の肯定的意見の場合には、カザフスタン共和国の国家登録簿における登録の前に、されることを条件とする。

(6) 優先権は、2)から5)までの規定に従って、複数の先の出願又はそれへの補充的資料によ

って定めることができる。

(7) 同一優先日を有する2以上の工業所有権事項があることが明らかな場合には、優先権は、専門家機構に対する、証明された最先の優先日を有する出願又は同一日における事件に関しては、専門家機構による最先の登録日を有する出願によって定める。

第21条 出願人が自発的にする、出願書類の補正

(1) 出願人は、その出願についての決定が行われる前に、クレームした事項の内容を変更しないで、その出願を変更又は補正することができる。

出願日から2月以内にされる変更又は補正は、無償とする。

(2) 保護証書を取得する権利の移転に起因する出願人の更改又は出願人の名称の変更に起因する補正、誤記の訂正は、所定の手数料を納付して、国家登録簿への工業所有権事項の登録日前にすることができる。

第22条 発明特許出願の審査

(1) 専門家機構にされた出願は、出願日を決定し、第17条(2)の1)、2)及び4)の要件の充足に関して処理される。前記要件についての不備が発見されたときには、専門家機構はその不備について出願人に通知し、その通知の日から3月以内に、その書類(情報)を完成及び(又は)補正するよう示唆する。出願人が書類を提出及び(又は)補正しないときは、その出願は出願人への通知の日から無効であるとみなされる。

(1-1) 発明出願の出願日を決定するに際しては、専門家機構は出願についての方式審査をする。

方式審査において、出願書類は、第17条(2)の遵守について審査される。

(2) 第21条に従って手続をする出願人が補充的資料を提出したときには、その資料は、それがクレームされている発明の内容に合致しているか否かが検査される。

追加資料が最初の出願には含まれていなかった要素を含んでおり、かつ、それが発明クレームに含まれるべきものである場合には、その追加資料は発明の内容を変更するものとみなされる。追加資料がクレームされている発明の内容を変更するものである場合には、その資料は出願審査の対象とはされず、出願人に対して、出願人は上記資料を従属出願として出願することができる旨が通知される。

(3) 不備のある出願の出願人は、その出願に関する通知の日から3月以内に不備のある出願を完全なものとするか、又は補正するよう請求される。

出願人が要求された書類を提出するか、又は前記期間についての延長を受けるための申請をするかの何れもしない場合には、その出願は取り下げられたものとみなされる。

(4) 発明の単一性の要件に違反している出願の出願人は、通知の日から3月以内に、審査の対象とする発明を選択すること、及び必要な場合には、その出願を補正することが必要である旨が通知される。最初の出願に含まれているそれ以外の発明は、分割出願として出願することができる。分割出願の優先権は、第20条(5)に従って決定される。

出願人が、発明の単一性の要件を満たしていないことについての通知を受けてから3月以内に、補正した書類を提出し、審査の対象とする発明を選択することをしない場合には、クレームの最初の事項及びその事項に、発明の単一性を満たすように結合されている事項のみが審査される。

(5) 方式審査が終了したときには、出願人には、その結果が通知される。

(6) [廃止]

(7) 方式審査が専門家機構の肯定的意見を生じさせた場合には、同機構は出願の実体審査を開始する。

実体審査の目的は、クレームされている事項が法的に保護を受けることができるものであるか否かを確認すること、そのために、関係分野における先行技術、クレームされている事項の単一性要件の充足並びに第6条に定められている特許性を確認することにある。

実体審査を受けるためには、所定の手数料を納付しなければならない。

実体審査手数料の納付証は、出願人に対する方式審査結果の通知の日から3月以内に、専門家機構に提出しなければならない。

実体審査手数料を納付しなかった場合には、その出願は取り下げられたとみなす。

(8) 実体審査中に専門家機構は出願人に対し、補正された発明クレームを含め、審査に関連する補充的資料の提出を請求することができる。

専門家機構によって請求された補充的資料は、発明の内容を変更することができず、また、その請求日又は出願人が専門家機構による請求の日から2月以内に、出願人にとって不利な資料の送付を要求していた場合には、その発送の日から3月以内に提出しなければならない。発明の内容を変更する補充的資料には、本条(2)に定められている手続を適用する。出願人が上記期間内に、請求された資料を提出しなかった、又は所定期間の延長を請求しなかった場合には、その出願は取り下げられたとみなす。

(9) 実体審査が、クレームされている事項の、求められている法的保護範囲及び第8条に定められている、発明の特許性の条件についての適合を証明したときは、専門家機構は肯定的意見を発出し、出願人が承認している発明クレーム及び申し立てられている優先日に従って、特許を付与することを勧告する。

専門家機構の意見に続き、所管官庁は発明特許を発行するか、又は否認することを決定する。

(10) 実体審査が、クレームされている事項の、求められている法的保護及び特許要件についての不適合を証明したときは、専門家機構は否定的意見を発出する。

次に掲げる場合においては、専門家機構は否定的意見を発出しなければならない。

1) その対象に関する出願は、発明として保護を受けることができない場合

2) 出願人が、提出されたクレームは最初の出願に含まれていなかった要素を含んでいる、又は、発明として保護を受けることができる要素の他に、発明としての保護に不適格な要素若しくは発明の単一性を満たしていないとして否認した審査の要素を含んでいると通知されたときに、その発明を補正しなかった場合

出願人は専門家機構の否定的意見に関し、所管官庁に対し、その意見の郵送日から3月以内に異議申立をすることができる。異議申立は、その受領日から3月以内に、審判委員会によって検討される。

(11) 出願人は、出願審査中であって、専門家機構がその意見を発出する前に、革新特許を求める申し立てをすることができる。この場合には、審査は第22-1条に従って行われる。

(12) 出願人は、審査の過程で発見された、不利な資料の全てを閲覧することができる。専門家機構は、出願人が請求した資料の写を、請求書の受領日から1月以内に、出願人に対して発送する。

(13) 出願人が、本条第(3)、(4)、(7)、(8)及び(10)に定められている期間内に手続をしなかつ

った場合において有効な事由があるときは、専門家機構はその不履行を回復することができるが、出願人が回復手数料納付証を提出することを条件とする。

出願人はその期間満了から 12 月以内に、不履行についての回復を請求することができる。請求書は、専門家機構が請求した書類又は審判委員会への異議申立書と同時に提出しなければならない。

(14) 審査が、発明出願が秘密の情報を含んでいることを発見したときは、その出願は、国家秘密に関するカザフスタン共和国の法律の規定による秘密情報として分類される。

第 22-1 条 革新特許出願の審査

(1) 専門家機構にされた出願は、出願日を決定し、第 17 条(2)の 1)、2)及び 4)の要件の充足について処理される。前記要件についての不備を発見したときには、専門家機構は出願人にそれについて通知し、その通知の日から 3 月以内に、その書類(情報)を完成及び(又は)補正するよう示唆する。出願人が書類を提出及び(又は)補正しないときは、その出願は出願人への通知の日から無効であるとみなされる。

革新特許出願の出願日を決定するに際しては、専門家機構はその出願の完全性及び第 17 条(2)の要件への適合、発明の単一性要件の遵守、クレームされている事項の発明としての保護可能性についての方式審査をする。その後、優先権を確定し、また、クレームされている事項の、カザフスタン共和国において特許された発明、実用新案、カザフスタン共和国が批准した国際条約を基にして発行された特許、公告されたユーラシア特許、その出願の優先日前に専門家機構に提出され、取り下げられていない、他の出願人の出願に対する国内的新規性並びにクレームされている事項の産業的適合性が点検される。

(2) 第 21 条に従って手続をする出願人が補充的資料を提出した場合には、その資料は、それがクレームされている発明の内容に合致しているか否かが検査される。

追加資料が最初の出願には含まれていなかった要素を含んでおり、かつ、それが発明クレームに含まれるべきものである場合には、その追加資料は発明の内容を変更するものとみなされる。追加資料がクレームされている発明の内容を変更するものである場合には、その資料は出願審査の対象とはされず、出願人に対して、出願人は上記資料を独立した出願として出願することができる旨が通知される。

(3) 不備のある出願の出願人は、その出願に関する通知の日から 3 月以内に不備のある出願を完全なものとするか、又は補正するよう請求される。

出願人が要求された書類を提出するか、又は前記期間についての延長を受けるための申請をするかの何れもしない場合には、その出願は取り下げられたものとみなされる。

(4) 発明の単一性の要件に違反している出願に係る出願人は、通知の日から 3 月以内に、審査の対象とする発明を選択すること、及び必要な場合には、その出願を補正することが必要である旨が通知される。最初の出願に含まれているそれ以外の発明は、分割出願として出願することができる。分割出願の優先権は、第 20 条(5)に従って決定される。

出願人が、発明の単一性の要件を満たしていないことについての通知を受けてから 3 月以内に、補正した書類を提出して、審査の対象とする発明を選択することを行わない場合には、クレームの最初の事項及びその事項に発明の単一性を満たすように結合されている事項のみが審査される。

(5) 審査が、クレームされている事項は発明として保護できるものであること、並びに本条

(1)において言及した国内的新規性及び産業的適合性の要件を満たしていること、及び提出された書類は適切に記入されていることを証明したときには、専門家機構は、出願人が承諾した特許クレームを有する革新特許を発行することを勧告する肯定的意見を発出する。

専門家機構の意見の後、所管官庁は革新特許を発行するか、又は否認するかのいずれかを行う。

(6)次に掲げる場合においては、専門家機構は否定的意見を発出しなければならない。

1) その対象に関する出願は、発明として保護を受けることができない場合、

2) 出願人が、提出されたクレームは最初の出願に含まれていなかった要素を含んでいる、又は発明として保護を受けることができる要素の他に、発明としての保護に不適格な要素若しくは発明の単一性を満たしていないとして、審査によって否認された要素を含んでいると通知されたときに、その発明を補正しない場合、

3) 出願が(1)において言及した国内的新規性又は産業的適合性の要件を満たしていない場合。出願人は専門家機構の否定的意見に関し、その意見の郵送日から3月以内に所管官庁に対して、異議申立をすることができる。異議申立は、その受領日から3月以内に、審判委員会によって検討される。

(7) 出願人は審査中の如何なるときにおいても、又は特許所有者若しくは第三者は特許通知の公告があった後に、発明の特許性を評価するために、先行技術調査を行うよう請求することができる。専門家機構は、第6条(3)の規定により発明とはみなされない事項に関する先行技術調査は行わないものとし、その旨を請求人に通知する。

(8) 審査中の如何なるときにおいてであれ出願人がした請求又は特許所有者が特許発行の際にした請求又は第三者が特許通知の公告の後にした請求であって、第5条(3)の規定による革新特許更新のための出願日から3年以内にされたものに基づいて、専門家機構は出願の実体審査を行う。請求が出願人又は特許所有者によってされる場合には、所定の審査手数料及び特許維持手数料の納付を必要とする。

実体審査は、第22条の(7)から(10)まで、及び(13)に定められている順序に従って行われる。

第23条 実用新案特許出願の審査

(1) 専門家機構にされた出願は、出願日を決定し、第17条(2)の1)から4)までの要件の充足に関して処理される。出願についての不備が発見されたときには、専門家機構は出願人に対しそれについて通知し、その通知の日から3月以内に、その書類(情報)を完成するよう示唆する。出願人が期限内に書類を提出しないときは、その出願は出願人への通知の日から無効であるとみなされる。

出願は完全性及び第18条(2)の要件への適合に関して処理され、その後、優先日、クレームされている事項の実用新案としての保護可能性、実用新案の単一性要件についての適合が確認される。

クレームされている実用新案は、第7条(1)に定められている特許性に関しては処理されない。特許は(それが存在することになる場合には)出願人の危険負担の下に付与される。

(2) 実用新案出願の審査は第22条(2)から(4)まで、及び(13)の規定に定められているところによる。

審査が、クレームされている事項は実用新案として保護できるものであること、及び書類が適切に完成されていることを証明したときには、専門家機構は、実用新案特許が付与さるべ

きことを勧告する肯定的意見を発出する。

専門家機構の意見は10日以内に、特許を付与するか否かを決定するために、所管官庁に提出されるものとし、出願人には、同人に有利な、専門家機構の決議について通知が行われる。専門家機構の意見の後、所管官庁は10日以内に、実用新案特許を発行するか、又は否認するかをいずれかを行う。

その後、出願人は、特許を付与する旨の所管官庁の決定の通知の日から3月以内に、専門家機構に対し、特許付与及び公告のための手数料並びに年金の納付に関する受領証を提出しなければならない。該当する書類を提出しなかった場合には、納付日は3月以内に回復することができる。それ以外の場合には、出願は取り下げられたとみなされ、手続は終了し、出願人には、その旨の通知が行われる。

(3) 審査が、クレームされている事項は実用新案としての保護に不適格なものであることを証明した場合には、専門家機構は否定的意見を発出しなければならない。否定的意見は、出願人が、出願されているクレームは、最初の出願書類には存在していない要素又は実用新案として保護を受けることができる要素の他に不適格な要素を含んでいる、又は実用新案の単一性の要件に違反しているとして審査によって否認された要素を含んでいる旨の通知を受けた後、実用新案特許クレームを修正しなかったときにも、発出される。

出願人は専門家機構の否定的意見に関し、その意見の郵送日から3月以内に、所管官庁に対して異議申立をすることができる。異議申立は、その受領日から3月以内に、審判委員会によって検討される。

(4) 出願人は審査中の如何なるときにおいても、又は特許所有者若しくは第三者は特許通知の公告があった後に、実用新案の特許性を評価するために、先行技術調査を行うよう請求することができる。その手続は、第22条(11)の規定によって定められているところによる。

第24条 意匠特許出願の審査

(1) 専門家機構は、意匠出願に関して方式審査及び実体審査の両方を行う。

(2) 方式段階においては、出願書類は、出願日及び優先日が決定され、完全性及び第19条(2)の1)、2)及び4)の要件の適合に関して処理される。

不備のある意匠出願の出願人は、それについての通知の日から3月以内に、不備のある出願書類を完成又は補正すべきことを通知される。

要求された書類又は提出期限の延長請求が提出されない場合には、出願は無効であるとみなされ、出願人にはその旨が通知される。

第21条の規定によって手続をする出願人が補充的資料を提出した場合には、その書類は、クレームされている意匠の内容に合致しているか否かが点検される。

追加資料が最初の出願には含まれていなかった要素を含んでいる場合には、それは発明の内容を変更するものとみなされる。当該資料がクレームされている意匠の内容を変更するものである場合には、それは出願審査の対象とはされず、出願人に対して、上記資料を独立出願として出願することができる旨が通知される。

方式審査が終了したときには、出願人にはその結果が通知される。

(3) 方式審査が肯定的結果に達したときには、専門家機構は出願の実体審査を行う。

実体審査の目的は、クレームされている意匠の法的保護可能性を確認することにあるので、その事項の審美的図案並びに第8条に定められている特許要件への適合を評価するために、

その分野における先行技術が調査される。実体審査には、手数料の納付を必要とする。実体審査手数料の受領証は、出願人に対する方式審査結果の通知の日から 3 月以内に専門家機構に提出しなければならない。

(4) 実体審査中に専門家機構は出願人に対し、審査に関連する補充的資料の提出を請求することができ、その資料には、識別性を有する特徴についての補正した一覧が含まれる。専門家機構によって請求される補充的資料は発明の内容を変更することができず、また、その請求日から 3 月以内に提出されなければならない。

意匠出願の内容を変更する補充的資料は本条(1)に定められている手続の適用を受ける。出願人が上記期間内に、請求された資料を提出しなかった、又は所定期間の延長を請求しなかった場合には、その出願は取り下げられたとみなされる。

(5) 実体審査が、クレームされている事項の、求められている法的保護範囲及び第 8 条に定められている、発明の特許性の条件についての適合を証明したときは、専門家機構は肯定的意見を発出し、特許が、出願人が承認している識別的特徴の一覧及び決定されている優先日に従って付与されるべきことを勧告する。

専門家機構の意見の後、所管官庁は意匠特許を発行するか、又は否認するかを決定する。

(6) 審査が、クレームされている事項は、意匠として求められている保護範囲に対して不適格であることを証明したときは、専門家機構は否定的意見を発出する。

否定的意見は、クレームされている事項が意匠としての保護に不適格である場合又は提出されているクレームが、最初の出願には存在していない要素若しくは意匠として保護を受けることができるものであるが、それ以外に不適格な特徴を包含している要素若しくは意匠の単一性の要件に違反しているとして審査によって否認された要素を含んでいるとして通知を受けたときに、出願人が識別的特徴の一覧を変更しなかった場合にも発出することができる。出願人は専門家機構の否定的意見に関し、その意見の郵送日から 3 月以内に、所管官庁に対して異議申立をすることができる。異議申立は、その受領日から 3 月以内に、審判委員会によって検討される。

(7) 出願人は、審査の過程で発見された、不利な資料の全てを閲覧することができる。専門家機構は、出願人が請求した資料の写を、請求書の受領日から 1 月以内に、出願人に対して発送する。

(8) 出願人が、(3)及び(4)に定められている期間内に手続をしなかった場合において有効な事由があるときは、出願人が回復手数料の納付証を提出することを条件として、専門家機構はその不履行を回復することができる。

出願人はその期間満了から 6 月以内に、不履行に関する回復を請求することができる。請求書は、専門家機構が請求した書類又は審判委員会への異議申立書と同時に提出しなければならない。

第 25 条 工業所有権事項の登録；保護証書の発行

(1) 専門家機構は発明、実用新案又は意匠をカザフスタン共和国国家発明登録簿、カザフスタン共和国国家実用新案登録簿又はカザフスタン共和国国家意匠登録簿に登録する。

(2) 所管官庁は特許権者に保護証書を交付し、同時に、証書についての通知を公報に公告する。

保護が 2 以上の者によって求められている場合には、当該の者全員が共同保護証書について

の権利を有する。

(3) 工業所有権事項の創作者であって特許所有者でない者は、所管官庁によって創作者身分についての正式証明書の交付を受ける。

(4) 保護証書及び創作者身分証明書の様式及び文言は、所管官庁によって承認される。

第 26 条 保護証書通知に関する公告

(1) 専門家機構は出願日から 18 月が経過したとき、公報に発明特許の通知を公告し、また、出願日から 12 月が経過したとき、革新特許、実用新案又は意匠特許の通知を公告する。

(2) [廃止]

(3) 創作者は、保護証書通知において同人の創作者身分が記載される権利を放棄することができる。

(4) 公告される通知の文言は、主管官庁が定める。

(5) 保護証書通知の公告の後は、何人も出願書類及び専門家機構の先行技術調査書を無償で閲覧することができる。

(6) 専門家機構は第 5 条(3)の規定による保護証書更新又は国家登録簿における登録の変更についての通知を公告する。

第 27 条 出願の取下

出願人はその出願を、その工業所有権事項がそれに関するカザフスタン共和国の国家登録簿に登録されるまでは、取り下げることができる。

第 28 条 出願の変更

(1) 専門家機構が発明特許出願に関する意見を発出する前においては、出願人は、それを実用新案出願に変更するよう申請することができる。

(2) 実用新案出願は、専門家機構の意見が発出される前においては、申請書を提出し、それを発明出願に変更することができる。

(3) 変更された出願は、原出願の優先権及び出願日を保持する。

第6章 保護証書の消滅又は更新

第29条 保護証書に対する異議申立

(1) 下記の事情がある場合には、保護証書の有効期間中の如何なるときにおいても、その有効性に異議申立をし、証書の全部又は一部を無効とすることができる。

- 1) 工業所有権事項が本法に定める特許要件に適合していない場合
- 2) 発明若しくは実用新案のクレーム又は意匠の識別的特徴に関する付属表が原出願には存在していなかった要素を含んでいる場合
- 3) 保護証書の発行が第37条についての違反である場合
- 4) 保護証書に創作者又は特許所有者についての誤記がある場合

(2) 保護証書についての異議申立は、上記(1)1)から3)までを事由として、所管官庁に対して行うことができる。審判委員会は、提出日から6月以内にその申立を審理する。異議申立人はその異議申立について特許所有者に通知しなければならない。

第30条 保護証書の無効又は期間前終結

(1) 裁判によって又は審判委員会の決議によって、保護証書の全部又は一部についての無効を宣言することができる。

(2) 保護証書は下記の通り、期間前に終結する。

1) 特許所有者から所管官庁への申請があった場合において、公報に終結通知が公告された日特許所有者が一群の工業所有権事項の一部に関して申請書を提出した場合には、申請書に記載された工業所有権事項に限り、終結される。

2) 維持手数料の不納

(3) 専門家機構は公報において、全部若しくは一部無効とされた、又は期間前に終結された保護証書について公告する。

第31条 特許の回復：中用権

(1) 第30条(2)、2)の規定によって終結された特許は、特許所有者が、特許維持手数料の納付期日から3年以内に、回復手数料の納付受領書を添えて請求をしたときは、回復することができる。

専門家機構は、公報に特許の回復通知を公告する。その特許は、公告の日付をもって回復したものとみなす。

(2) 工業所有権事項に関し、特許の終結後、その回復前に、その使用を開始した者又はそのための必要な準備をした者は、その使用範囲を拡大しないことを条件として、当該事項を無償で使用する権利を有するものとする(中用権)。

中用権は、その工業所有権事項が使用されていたか、又は当該使用のための必要な準備がされていた事業と共にする場合に限り、移転することができる。

第7章 創作者、出願人又は特許所有者の権利の保護

第32条 審判委員会

(1) 審判委員会は所管官庁の1部門であって、第20条(10)、第22-1条(6)、第23条(3)又は第29条(2)に従ってされる異議申立から生じる紛争に関し、裁判外の解決をする権限を有する。審判委員会に関する規則は、所管官庁が承認する。

(2) 審判委員会は、下記事項に関する異議申立を審理する。

1) 発明に関する革新特許、実用新案又は意匠を否認する旨の所管官庁の決定(専門家機構の決議)

2) 発明に関する革新特許、実用新案又は意匠を付与する旨の決定

1)による異議申立は、出願人、その承継人又はそれらの代理人がすることができる。

何人も2)の規定による異議申立を、本人自身で、又は代理人を通してすることができる。

異議申立書は、カザフ語及びロシア語で作成し、所管官庁に持参するか、又は郵送しなければならない。異議申立書の付属書類は、カザフ語及びロシア語によるものでなければならない。他の言語による付属書類には、公証されたカザフ語及びロシア語翻訳文を添付しなければならない。

ファックス又は電子メールによって送付した異議申立書については、その送付日から1月以内に、書面を追送しなければならない。

異議申立書は、本法で定める期間内に提出しなければならない。

出願人が上記1)に定めたところによって異議申立をしない場合において有効な事由があるときは、懈怠回復手数料の納付証を提出することを条件として、その懈怠に関する原状回復を受けることができる。請願書は異議申立書と共に、審判委員会に提出しなければならない。

(3) 異議申立書を特許弁護士その他の代理人を通して提出する場合には、その委任状はカザフ語及びロシア語によって作成しなければならない。他の言語(外国語)による委任状には、公証されたカザフ語及びロシア語の翻訳文を添付しなければならない。委任状の原本は、異議申立書類に添付するか、又は公証証明書と共に、審判委員会書記に提出しなければならない。

(4) 審判委員会によって任命された合議体は、本法に定める期間内に、異議申立を審理する。

異議申立についての審理期間は、異議申立人又は特許所有者からの請求に基づいて、原期間の終了後、6月を限度として延長を受けることができる。

(5) 異議申立人又は特許所有者は、審判委員会の決定を、決定の日から6月以内に裁判所に提訴することができる。

第32-1条 異議申立に関する、審判委員会の却下理由

(1) 異議申立は、次の事情においては却下することができる。

1) 審判委員会による審理が、カザフスタン共和国の法律によって禁止されている場合

2) 署名されていない異議申立書又は権限を有さない者が署名した異議申立書が提出された場合

3) 異議申立書の不提出又はその懈怠に関する原状回復請求の不提出

4) 異議申立書の完成、内容又は提出に関する不備を適切に除去しなかった場合

上記事由があった場合には、異議申立人には、異議申立の却下及び解除が通知される。

異議申立人又は代理人は、審判委員会の決定書が引き渡されるまでは異議申立を取り下げることができる。

第 32-2 条 審判委員会の合議体による、異議申立の審理

(1) 審判委員会の少なくとも 5 名の構成員から成る合議体が異議申立を審理する。審理のときまでは、審判委員会合議体の構成は秘密にされる。

合議体はその会議において、関連する技術についての調査機関の代表者又は専門家の意見を聴取することができる。

(2) 合議体は、下記の事情がある場合は、その会議を延期することができる。

- 1) 異議申立の審理に出席する権利を有する者が出席しなかった場合
- 2) 当事者に、実体についての決定に関連する補充的資料(証拠)を提出させる必要がある場合
- 3) 当事者からの請求があった場合

(3) 異議申立の審理に参加する当事者は下記のことをすることができる。

- 1) 事件の書類を閲覧すること、その抄録を取得すること、その写を注文し、取得すること
- 2) 証拠を提出すること
- 3) 証拠の証言録取に参加すること
- 4) 異議申立手続の参加者に質問をすること
- 5) 動議を提出すること
- 6) 審判委員会の合議体に対して口頭又は書面による説明をすること
- 7) 審理の対象となるすべての問題に関して主張又は論議を提出すること
- 8) 他方当事者の主張又は論議に対して反対すること

(4) 合議体は、実体審理が終了したとき、決定を下す。

決定は、合議体の単純多数決によって行われる。賛否同数の場合には、合議体の長が、決定票を投じる。

合議体は、次の通りに決定することができる。

- 1) 異議申立を承認する
- 2) 異議申立の一部を承認する
- 3) 異議申立の審理を延期する
- 4) 異議申立を却下する

(5) 審判委員会の合議体はその決定から 10 日以内に、決定書を作成し、当事者に発送する。委員会合議体の決定は書面によって行うものとし、決定書は導入部分、説明、理由及び決定を含む。

審判委員会の決定には、合議体構成員全員が署名しなければならない。

第 33 条 裁判による紛争の解決

(1) 下記紛争は裁判によって解決されるものとする

1. 工業所有権事項の創作者身分
2. 保護証書の適法性
3. 特許所有者の確認
4. 強制ライセンスの付与
5. 侵害であって、特許所有者が有する、保護を受けている工業所有権事項その他の権益を使

用する排他的権利に関するもの

6. 保護を受けている工業所有権事項を使用するためのライセンス契約の締結又は使用
 7. 先使用权又は中用権
 8. 第 10 条(4)の規定による、雇用者から従業者である発明者に対する対価
 9. 本法に定められている補償金の支払
 10. 保護証書から生じる上記以外の紛争
- (2) 判決が下された場合には、専門家機構は保護証書の変更についての通知を公告する。

第 34 条 創作者、出願人又は特許所有者の権利に関する侵害の責任

創作者身分の不正使用，共同創作者への強制，公告前の，工業所有権事項の開示であって，創作者又は出願人の承諾を得ていないもの，保護を受けている工業所有権事項の無許可の使用，外国における特許出願に関する違反は，カザフスタン共和国の法律に基づく責任を生じる。

第8章 最終規定

第35条 法定手数料

保護証書の発行、契約の登録、特許弁護士に関する証明又は特許弁護士登録証明書の発行に関しては、カザフスタン共和国の租税法に定められている法定手数料の納付を必要とする。

第36条 特許弁護士

(1) 恒常的にカザフスタン共和国に居住している、責任能力を有するカザフスタン共和国国民であって、高等教育証明書を有しており、知的財産権分野において最低4年の職業経験を有しており、適切な知的財産権官庁によって正式に証明、登録されている者は、特許弁護士として行為することができる。

特許弁護士としての適格者を証明するために、主管官庁は同庁の役職員及び専門家機構の役職員から構成される証明委員会を設立する。証明委員会の構成員の数は5名以上とする。

特許弁護士候補の証明は、その申請を受けて、各年少なくとも1回、行う。

証明結果に従い、同委員会は候補者証明を証明するか、又は否認するかのいずれかを行う。

証明委員会決議の様式は所管官庁が承認する。

証明委員会の決議に対しては、決議の日から3月以内に、裁判による異議申立をすることができる。

特許弁護士証明試験に合格した候補者には、所管官庁が承認した様式による特許弁護士証明書を与えられる。

特許弁護士証明及びその発行については、カザフスタン共和国の租税法に定められている法定手数料の納付を必要とする。

(2) 下記の者に対しては、特許弁護士としての証明は否認される。

- 1) カザフスタン共和国の法の作用により、職務停止をされている者
- 2) 所管官庁又はその関係機関の役職員又は同人の近親者若しくは配偶者
- 3) 刑事処罰下にある者
- 4) 本法により、特許弁護士登録簿から削除されている者

(3) 下記の場合には、証明委員会の書面による決議によって、特許弁護士の職務を停止することができる。

- 1) 特許弁護士から証明委員会に対して請求があったとき
- 2) 所管官庁又はその関係機関の役職員を含め、特許弁護士が、カザフスタン共和国の法の作用により、職務停止者の一覧に記録されたとき
- 3) 第36-2条(5又は1の2)及び6))に言及する事情を調査するとき3)に言及した事情の場合には、特許弁護士は、3月以内に行われる、証明委員会の決定が行われるまでその職務が停止される。特許弁護士は、停止理由の終結に関する証明委員会の書面による決議があったときは、地位を回復する。

(4) 特許弁護士は知的財産権事項の法的保護に関する問題に関し、所管官庁又は専門家機構に対し、出願人又は特許所有者の代理を務める。出願人又は特許所有者は、所管官庁又は専門家機構に対して直接に対処することもできる。

カザフスタン共和国における非居住者である個人又は外国法人は、特許弁護士を通す場合に限り、出願人、特許所有者又はその利害関係人として、所管官庁又はその関係機関と交渉す

ることができる。

カザフスタン共和国の恒常的居住者であって、一時的に外国にいる者は、カザフスタン共和国における郵便宛先を届け出ることを条件として、出願人、特許所有者又は利害関係人として手続をすることができる。

(5) 特許弁護士に対して、代理人としての任命中に顧客から開示された情報は、秘密情報又は他の法的に保護された秘密に関するカザフスタン共和国の法律の適用上、守秘義務があるとみなす。

第 36-1 条 特許弁護士の権利と義務

(1) 特許弁護士は出願人(個人又は法人)、その雇用者又は後者との民事契約下にある者のために下記の行為をすることができる。

- 1) 知的財産権に関する保護の問題、取得又は移転に関して助言をすること
- 2) 顧客、本人又は雇用者のために発明、実用新案又は意匠の出願書類を作成し、提出すること
- 3) 発明、実用新案又は意匠に関する権利の保護の問題に関し、所管官庁及び/又は専門家機構と連絡を取ること。それには、書面による連絡、専門家機構における専門家意見に対する異議申立又は専門家審議会の手続に参加することが含まれる。
- 4) ライセンス(サブライセンス)又は移転契約に関し、文書の作成、分析及び審査申請のための助言をすること

(2) 特許弁護士は、その授權を証明する委任状に基づいて手続をしなければならない。

(3) 特許弁護士が発明、実用新案又は意匠について出願をするとき、及び/又は保護証書を取得するとき、又は審判委員会に対する申請書を提出するときに、委任状の写に基づいて手続をした場合には、その提出日から 3 月以内に、専門家機構及び所管官庁に対して委任状原本を提出しなければならない。原本は、真正性の確認をした後、返却される。

(4) 特許弁護士は、利害が抵触する状況においては、すなわち、予想される顧客の利害に相反する利害を有する当事者の代理人となっているか、若しくは助言をしていた場合には、又は特許弁護士の近親者若しくは配偶者若しくは配偶者の近親者がその事件に関する決議に公式に参加できるときには、代理人の指名を受けることができない。

第 36-2 条 特許弁護士証明書の撤回又は抹消

(1) 下記の事情においては、特許弁護士を証明委員会の決議によって特許弁護士登録簿から削除することができる。

- 1) 特許弁護士から証明委員会への請求があったとき
- 2) カザフスタン共和国の国籍の停止又はカザフスタン共和国外における恒久的居所の設定
- 3) 特許弁護士としての職業的業務の 5 年以上の停止
- 4) 特許弁護士に対する刑事罰の確定
- 5) 特許弁護士の死亡又は失踪若しくは死亡の宣言
- 6) 特許弁護士の責任能力の全部又は一部喪失の宣言

(2) 特許弁護士が上記事由 4)、5) 又は 6) によって登録簿から削除された場合には、その証明書は証明委員会の決議によって抹消され、特許弁護士登録簿にその旨の登録がされる。

(3) 上記 1)、2) 又は 3) に記載した事情の場合には、特許弁護士の証明書は、その特許弁護士

又は適切な第三者からの請求に基づく証明委員会の決議によって抹消される。

本条(1)の1)又は2)の定めにより登録簿から削除された特許弁護士は、無効事由が消滅し、無効通知の公表から3年以内に申請することを条件とし、昇進試験を受けることなく、特許弁護士登録を更新することができる。証明委員会は、提出された書類を処理して、本条(1)の1)又は2)の無効事由の消滅を確認する。

上訴委員会は、特許弁護士が、顧客の代理人として行為するとき、適用法規に違反して行った行為に関する、個人又は法人の上訴を審理する権限を与えられている合議体とする。

(4) 特許弁護士登録簿から削除された特許弁護士は、登録簿への削除登録の日から特許弁護士としての行動をすることができず、また、その特許弁護士証明書は撤回されたか、又は抹消されたとみなされる。

(5) 特許弁護士が本法に定める義務に違反した場合には、所管官庁は奇数名の役職員から構成される上訴委員会を招集する。

上訴委員会は、特許弁護士が、顧客の代理人として行為するとき、適用法規に違反して行った行為に関する、個人又は法人の上訴を審理する権限を与えられている合議体とする。

上訴委員会の手続には、顧客及び違反をしたと主張されている特許弁護士の双方が、参加することができる。

訴えを審理した後、上訴委員会は主管官庁に対し、特許弁護士証明書の取り消しを求めて訴訟を行うか、又は下記決定の1)をするよう勧告する。

1) 訴えの審理を、証拠物不十分として延期するか、又は客観的決定を可能にする新たな証拠が開示されるまで延期する。

2) 訴えを却下する。

上訴委員会の決議は、単純多数の評決によって行い、議事録に記録する。上訴委員会の決議に対しては、裁判の方法で上訴することができる。

上訴委員会の規則は、所管官庁によって承認される。

第37条 外国における知的財産権事項についての出願

(1) カザフスタン共和国において創作された工業所有権事項についての出願を外国においてすることができ、その時期は、専門家機構にその出願をしてから3月後又は秘密の情報(国家秘密)の不存在を確認する手続が終了したそれより早い時期とする。

(2) カザフスタン共和国に住所を有する国民又はカザフスタン共和国において設立された法人は、カザフスタンの条約に別段の定めがある場合を除き、専門家機構を通じて、工業所有権事項に関して国際特許を求める出願をする。

(3) カザフスタン共和国において創作された工業所有権事項に関する特許出願が、本条の規定に違反して、外国において、又は国際特許機関に対して行われた場合には、カザフスタン共和国においては、当該工業所有権事項に関する保護証書は発行されない。

第38条 外国の個人、法人又は無国籍者の権利

(1) 外国の個人又は法人は本法によって付与される権利を、カザフスタン共和国の条約によって、又は互恵措置に基づいて、カザフスタン共和国の国民又は法人と同程度に享有する。

(2) カザフスタン共和国に居住する無国籍者は、本法又は工業所有権事項に関する他の規則によって付与される権利をカザフスタン共和国の国民又は法人と同程度に享有するものとす

るが、本法又は他の法律的規定に別段の定めがあるときを除く。